

見積書作成に当たっての条件

見積書作成に当たっての条件は、次の内容を踏まえ、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の総経費を明記し、それぞれの項目ごとに1年間の内訳金額を示した見積書を作成すること。

- 1 例規管理システム初期データ構築費（総額）
初期データ構築に当たっての例規本数は、約2,000本とする。
- 2 例規データ更新費（年額）
例規データベース更新に当たっての年度ごとのデータ量は被制定改廃例規本数を約360本とし、単年度における更新回数は4回以上とすること。この場合において、1本当たりの単価を明記すること。
- 3 加除式例規集の作成及び更新（追録）料
例規データベースと同内容の加除式例規集（様式を除く。）10部の作成及び更新（追録）の単年度における総作成回数は4回とする。この場合において、1回当たりのおおむねの作成及び更新（追録）料を明記すること。
- 4 例規管理システム使用料（年額）
- 5 例規立案・審査システム使用料（年額）
- 6 法令検索システム使用料（年額）
- 7 判例検索システム使用料（年額）
- 8 外部公開用例規データ（HTML版）作業費（年4回作成の年額）
鹿屋市ホームページ公開用データ（HTML版）の単年度における総作成回数は4回とする。この場合において、1回当たりのおおむねの作成費を明記すること。
- 9 LGWAN-ASP及びインターネットASP使用料（年額）
- 10 本市例規に影響のある法令改廃情報サービスの使用料（年額）
ただし、月額使用料による契約の場合は、当該月額使用料を明記すること。
- 11 例規整備情報サービスの使用料（年額）
ただし、月額使用料による契約の場合は、当該月額使用料を明記すること。